

第 8 2 号 議 案

中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例等の
一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 6 年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用を除外する建築物の敷地等について、規定を整備する必要がある。

中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例等の
一部を改正する条例

(中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例の一部
改正)

第1条 中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例
(平成4年中野区条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「道路、公園等」を削り、同条に次の1項を加え
る。

3 第1項の規定は、法第53条の2第1項第3号の規定による許
可を受けた建築物の敷地については、適用しない。

(中野区平和の森公園周辺地区における建築物の制限に関する条例
の一部改正)

第2条 中野区平和の森公園周辺地区における建築物の制限に関する
条例(平成5年中野区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を削り、同条第3項中「(ただし書を除く。
以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同
条第2項中「前項(ただし書を除く。以下この項において同じ。)」
を「第1項」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に
改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、地区施設の整備の都合上や
むを得ないと認めるときは、同項の規定に適合しない敷地におけ
る建築物の建築を許可することができる。

第7条に次の1項を加える。

5 第1項の規定は、法第53条の2第1項第3号の規定による許
可を受けた建築物の敷地については、適用しない。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次

に次の1条を加える。

(適用除外)

第10条 区長が第3条第3項、第4条第3項、第5条第6号、第7条第2項又は前条第1項の規定によりこの条例の規定に適合しない建築物の建築を許可した場合は、その許可の範囲内において、この条例の規定は、適用しない。

(中野区南台一・二丁目地区における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 中野区南台一・二丁目地区における建築物の制限に関する条例(平成12年中野区条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、法第53条の2第1項第3号の規定による許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。

(中野区大和町中央通り沿道地区における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 中野区大和町中央通り沿道地区における建築物の制限に関する条例(平成28年中野区条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、地区施設の整備の都合上やむを得ないと認めるときは、同項の規定に適合しない敷地における建築物の建築を許可することができる。

3 第1項の規定は、法第53条の2第1項第3号の規定による許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項及び第3項中「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第 8 条中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に、「公益上」を「、公益上」に改める。

第 10 条中「前条」を「第 6 条第 2 項又は前条第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項第 1 号中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

(中野区沼袋区画街路第 4 号線沿道地区における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 5 条 中野区沼袋区画街路第 4 号線沿道地区における建築物の制限に関する条例（平成 30 年中野区条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、地区施設の整備の都合上やむを得ないと認めるときは、同項の規定に適合しない敷地における建築物の建築を許可することができる。

3 第 1 項の規定は、法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。

第 7 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に、「公益上」を「、公益上」に改める。

第 16 条中「第 4 条第 2 項ただし書」の次に「、第 6 条第 2 項」を加える。

第 18 条第 1 項第 1 号中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

(中野区弥生町三丁目周辺地区における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第6条 中野区弥生町三丁目周辺地区における建築物の制限に関する条例(平成31年中野区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(以下単に「地区整備計画」という。)」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、地区施設の整備の都合上やむを得ないと認めるときは、同項の規定に適合しない敷地における建築物の建築を許可することができる。

3 第1項の規定は、法第53条の2第1項第3号の規定による許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。

第5条第1項中「前条本文」を「前条第1項」に改め、同条第2項第1号中「前条」を「前条第1項」に、「同条の」及び「同条本文の」を「同項の」に改め、同項第2号及び同条第3項中「前条本文」を「前条第1項」に、「同条本文」を「同項」に改める。

第10条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第11条第1項中「第4条本文」を「第4条第1項」に、「公益上」を「、公益上」に改める。

第12条中「第4条ただし書」を「第4条第2項」に改める。

第14条第1項第1号中「第4条本文」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。